

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 改正の背景

本手当について、国家公務員に支給される同様の手当の手当額単価が令和8年4月8日に改正され、4月1日から適用されたことに伴い、総務省消防庁より、大規模災害時に派遣される消防職員に支給される当該手当が、国家公務員に支給される額を下回らないよう、待遇の均衡を図りたい旨の通知が発出されたこと等を踏まえ、国家公務員に準じた手当上限額に改めるもの。

2 改正の内容

災害の 程度	作業内容	現行 上限額	改正案 上限額
重大な災害 (災害救助法 適用なし)	災害救助、被災者支援等の作業	840 円/日	➡ 1,120 円/日
	当該作業が著しく危険又は著しく 危険な場所で行われる場合	1,680 円/日	➡ 2,240 円/日
大規模災害 (災害救助法 適用あり)	災害救助、被災者支援等の作業	1,080 円/日	➡ 1,440 円/日
	当該作業が著しく危険又は著しく 危険な場所で行われる場合	2,160 円/日	➡ 2,880 円/日

3 施行期日

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用